

子育て応援特別手当の申請について

<子育て応援特別手当とは？>

国における「生活対策」の一環で、厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、次の『対象となる子ども』と同居している世帯主に支給されます。

『対象となる子ども』

平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもであって、第2子以降（対象者の上に平成2年4月2日以降のこどもがいる。）の子ども

『支給額』

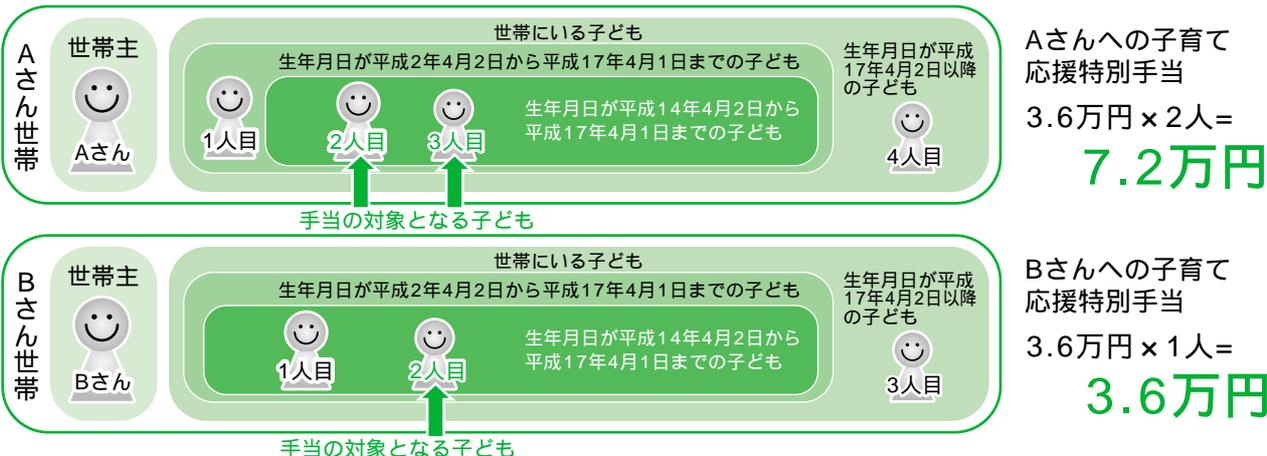
一人につき
36,000円を支給します。

<申請について>

対象となる子どもと同居している世帯主が申請してください。手当の受取は原則として、口座振込みとなります。

申請期限は9月24日です。期限を過ぎると支給されませんので、忘れずに申請してください。

子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



【問い合わせ先】 対馬市福祉事務所福祉課 0920-58-2294
各地域活性化センター住民生活課・各福祉保健センター

「長崎っ子を育む行動指針」に取り組もう!!

県では、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動「ココロねっこ運動」に取り組んでいます。今年度は、県民お一人おひとりに取り組んでいただきたいことを示した「長崎っ子を育む行動指針」から10項目を「ココロねっこ10（テン）」としてまとめました。家庭で、保育所、幼稚園、学校で、企業で、ぜひ取り組んでください。



家庭では

1. 「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを確立させましょう。
2. 毎月第3日曜日は「家庭の日」です。家族の絆を深めましょう。
3. 学校・PTA行事や地域行事に、すすんで参加しましょう。
4. 親の責任で携帯電話を持たせるときは、子どもの命を守るためにフィルタリングを（有害サイトへのアクセス制限）を必ずしましょう。

保育所・幼稚園・学校では

5. 楽しい遊びや学び、わかる授業を展開し、たくましく生きる力を育みましょう。
6. いじめや仲間外しがなく、安心して園・学校生活を送れるようにしましょう。

地域では

7. あいさつ・声かけ運動を推進し、子どもも大人も顔見知りになりましょう。
8. 地域の子どもは地域で見守り育みましょう。

企業では

9. 「ノー残業デー」を設定し、家族の団らんを応援しましょう。
10. 学校行事や地域行事に参加しやすい雰囲気や体制を整えましょう。



【問い合わせ先】 長崎県子ども政策局子ども未来課
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号 (095)895-2686